

# 「学校いじめ防止基本方針」

令和 6年 4月 1日  
北海道白老東高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

北海道白老東高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。

そこで、「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）」に基づき、生徒たちが安全に意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るために「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ① いじめの構造

- ・いじめは、「被害生徒」、「加害生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。
- ・いじめは、大人の見えないところで行われている。
- ・いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ・ネット上のいじめは、最も見えにくい。

#### ② いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

### (4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令・脅し、性的辱め、X(twitter) やLINE等のSNSにおける誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

### (5) いじめの認知について

- ・生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- ・多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることがある。
- ・被害、加害の関係が比較的短時間で入れ替わるなどの事実等を踏まえて対応することが大切である。

- ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、こうした事案であっても「いじめ」として認知し、学校いじめ対策組織等で情報共有して対応する。
- ・ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害もあることから、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性や意識に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- ・発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒など、特に配慮が必要な生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

#### (6) いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること
    - ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。(少なくとも3か月を自安とする)
    - ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
    - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
    - ・学校は被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ・必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。(いじめの解消の見極めは、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する)

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置（校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、副主任、スクールカウンセラー）

#### (2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置（校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラー）

### 4 いじめの予防

#### (1) 学習指導の充実

- ・誰もが被害者・加害者になる可能性を理解させたよりよい人間関係の構築
- ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮したわかる授業づくりの実践

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・生徒同士がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動の推進
- ・生徒会執行委員会を中心とした、ボランティア活動の充実

#### (3) 教育相談の充実

- ・教職員による面談の実施
- ・スクールカウンセラー（SC）による面談の実施

- (4) 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・社会性を育むための講演会等の開催
    - 性についての保健講話（1年次）
    - 薬物乱用防止講話（全校生徒）
- (5) 情報教育の充実
  - ・教科「情報」におけるモラル教育を充実させる。
- (6) 保護者・地域との連携
  - ・北海道いじめ防止基本方針に基づく、本校の学校いじめ防止基本方針を周知するとともに、アンケート等を実施し適宜見直しを図る。
  - ・学校公開の実施

## 5 いじめの早期発見

- (1) いじめの発見
  - ・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、被害生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
  - ・アンケート調査や個人面談における生徒のSOS発信や、生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。
- (2) 被害生徒・加害生徒のサイン  
別紙3
- (3) 教室・家庭でのサイン  
別紙4
- (4) 相談体制の整備
  - ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等による相談日等の設定と周知を促進する。
  - ・家庭や地域と連携を図り、早期対応ができる組織の構築
- (5) 定期的調査の実施
  - ・いじめアンケート調査の実施（6月、10月）
- (6) 情報の共有
  - ・報告経路の明示・報告の徹底
  - ・要配慮生徒の実態把握
  - ・中学校訪問による入学生徒の理解
  - ・職員会議やいじめ防止委員会等での情報共有
  - ・進級時の引継ぎ

## 6 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
  - ① 被害生徒への対応
    - 被害生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り通すという「被害生徒の立場」で、継続的に支援する。
      - ・安全・安心を確保する。
      - ・今後の対策について、ともに考える。
      - ・暖かい人間関係をつくる。
      - ・心のケアを図る。
      - ・活動の場等を設定し、認め、励ます。

## ② 加害生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、加害生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・被害生徒の苦痛に気付かせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・ささいな行為でもいじめにつながることを理解させる。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・今後の生き方を考えさせる。

## (2) 観客・傍観者への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- ・善悪の判断ができる集団づくりに努める。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。

## (3) 保護者への対応

### ① 被害生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、いじめ対策委員会を中心に学校全体で対応していくことを伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

### ② 加害生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である。

### ③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

## (4) 関係機関との連携

### ① 胆振教育局高等学校教育指導班との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

### ② 苦小牧警察署生活安全課との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

### ③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

### ④ 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

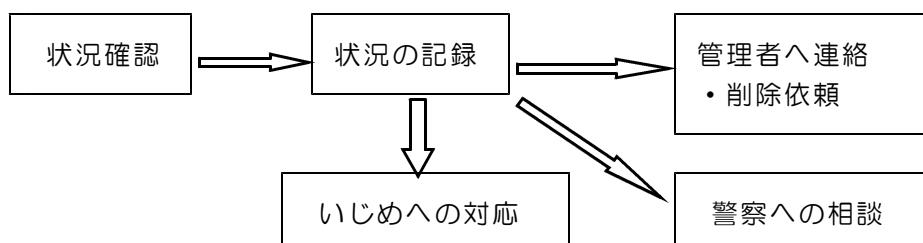
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

### (2) ネットいじめの予防

- ① 情報教育の充実とインターネット上のマナーについての啓発
  - ・教科「情報」における情報モラル教育を充実させる。
  - ・インターネット上では一度拡散した情報を消去することが難しいことを理解させる。
  - ・インターネット上のいじめや不適切な行為が、被害者だけでなく学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性があることについて、機会あるごとに生徒に啓発する。
- ② 保護者への啓発
  - ・フィルタリング
  - ・保護者の見守り

### (3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
  - ・被害生徒からの訴え
  - ・閲覧者からの情報（スクリーンショットでの保存等）
  - ・定期的なネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態への対応

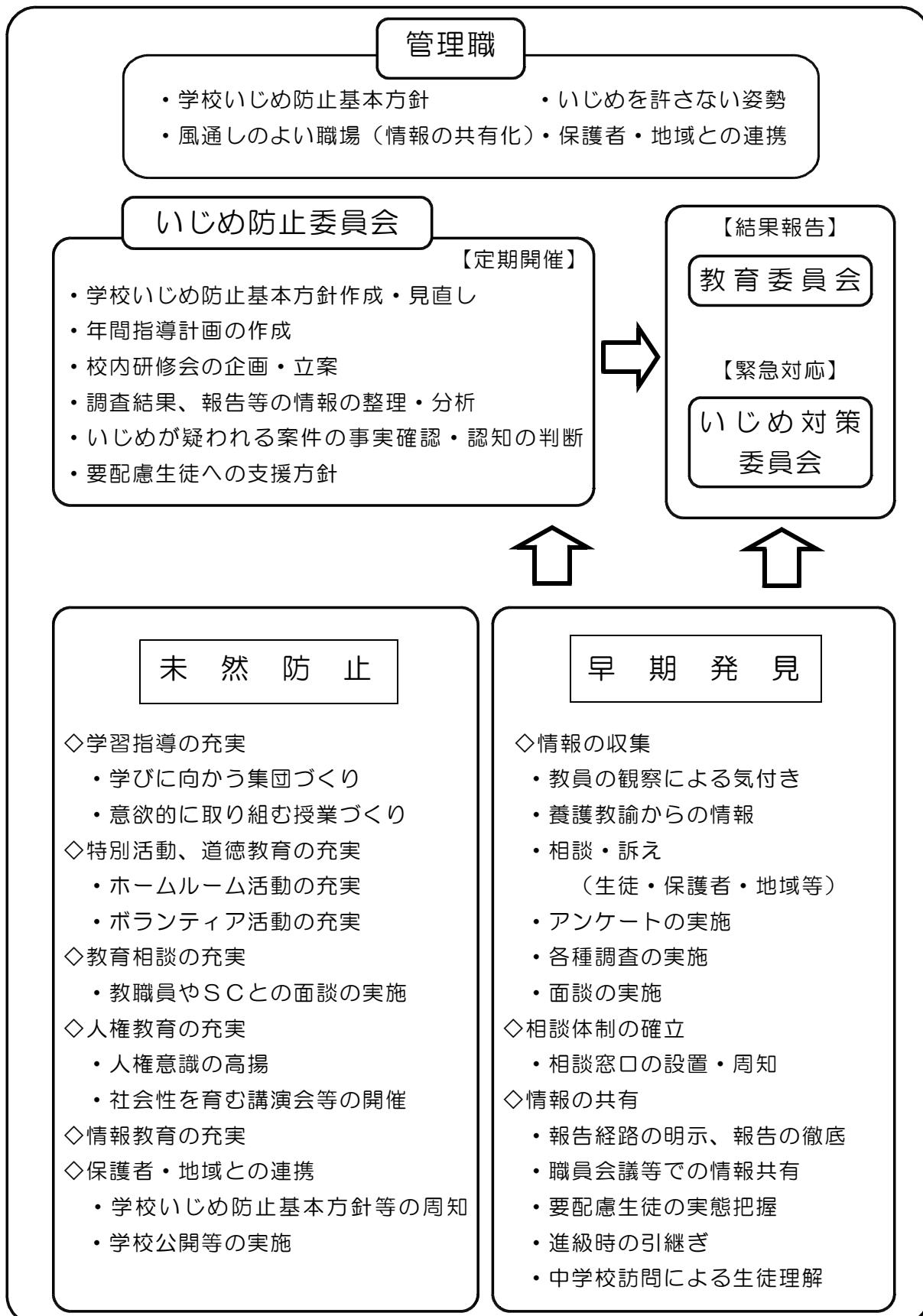
### (1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連續した欠席の場合は、状況により判断する。

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

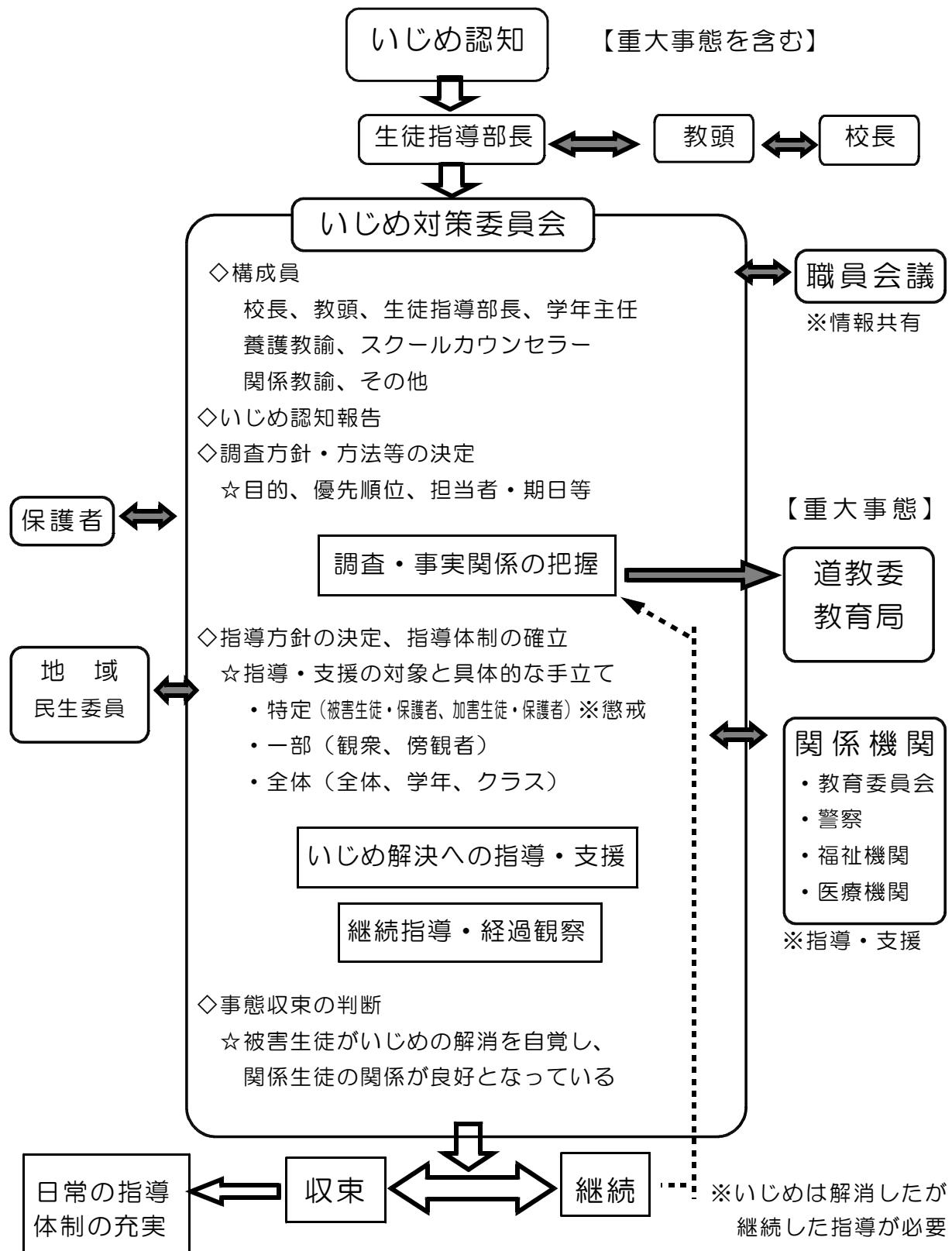
学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て解決にあたる。

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



### 別紙3

#### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のS.H.R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。 <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

#### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

#### 別紙4

##### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

##### サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる。
  - 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
  - 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
  - 筆記用具等の貸し借りが多い。
- 
- 壁等にいたずら、落書きがある。
  - 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

##### 2 家庭でのサイン

##### サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
  - 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
  - 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
  - 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
  - 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
  - 不審な電話やメールがあつたりする。
  - 遊び友達が急に変わる。
  - 部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。
- 
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
  - 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
  - 登校時刻になると体調不良を訴える。
  - 食欲不振・不眠を訴える。
- 
- 学習時間が減る。
  - 成績が下がる。
- 
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
  - 自転車がよくパンクする。
  - 家庭の品物、金銭がなくなる。
  - 大きな額の金銭を欲しがる。